

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会部会及び委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第34条の規定に基づき、部会及び委員会の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第2条 この規程において設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 法人運営部会
- (2) 地域福祉推進部会
- (3) 生活支援推進部会

(部会の機能及び業務分担)

第3条 部会は、会長及び理事会の諮問機関として具体的な方策を調査研究し、建言及び意見具申をするとともに実践活動を行う。

2 部会の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 法人運営部会
 - ア 本会運営に関すること。
 - イ 広報広聴に関すること。
 - ウ 共同募金の配分に関すること。
- (2) 地域福祉推進部会
 - ア 地域福祉事業に関すること。
 - イ ボランティアに関すること。
- (3) 生活支援推進部会
 - ア 権利擁護事業に関すること。
 - イ 福祉資金に関すること。
 - ウ 介護事業に関すること。
 - エ 地域包括支援センターに関すること。

(部会の組織)

第4条 部会は、本会の理事及び評議員で構成し、部会員の人数は概ね15人程度とし会長が委嘱する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会員の任期)

第5条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集し議長となる。

(委員会)

第7条 特定の事項を協議するため、本会に委員会を設置することができる。

2 委員会の名称は、その都度定める。

(準用)

第8条 第4条から第6条までの規定は、委員会に準用する。ただし、部会とあるのは委員会に、部会員とあるのは委員会委員に、部会長とあるのは委員長に、副部会長とあるのは副委員長と読み替える。

2 前項のうち、委員会委員の構成人数及び任期については、その都度定める。

(委員会の解散)

第9条 第7条の規定により設置した委員会は、課題が解決し又は方向を示したときは、解散する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会及び委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。